

第 1 0 期

久山町分別収集計画

目 次

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 計画策定の意義 | 1 |
| 2 | 基本的方向 | 1 |
| 3 | 計画期間 | 1 |
| 4 | 対象品目 | 1 |
| 5 | 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み | 2 |
| 6 | 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 | 2 |
| 7 | 分別収集をすることとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器廃棄物の収集に係る分別の区分 | 3 |
| 8 | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物事毎の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み | 4 |
| 9 | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法 | 4 |
| 10 | 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 | 5 |
| 11 | 分別収集の用に供する施設の整備に関する整備事項 | 5 |
| 12 | その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 | 5 |

1. 計画策定の意義

久山町では、「健康田園都市構想」を基本理念として、快適で美しい生活環境都市を整備し、活力と体力のある健康長寿社会を実現するという目標がある。

快適で美しい生活環境を維持して行くには、町民、事業者、行政の三者が一体となって、環境に配慮した経済、社会活動を見つめ直して、廃棄物となるものの発生を抑制し、再資源として活用できるものは再利用を推進し、以って環境への影響が少ないリサイクル社会の体制確立を図る必要がある。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」によって、容器包装廃棄物を消費者は分別排出し、市町村はそれを分別収集し、事業者はそれを再商品化する制度ができた。

本計画は、事業者、消費者、町がそれぞれの責任を分担して実施するために、容器包装法第8条の規定に基づいて策定したものである。本計画を推進することによって、一般廃棄物を減量し、最終処分場を初めとする廃棄物施設の延命化を図ると共に、循環型社会の実現をめざすものである。

2. 基本方向

容器包装廃棄物の適正な処理及び有効な利用の確保を図るためには、製品の開発、製造から消費、廃棄物等に至る各段階で、廃棄物の排出の抑制、使用済製品の再利用、原材料として利用するリサイクルを促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムを確立することが必要である。

容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに、積極的に分別収集と再商品化を促進し、さらに再商品化物について積極的な利用を図って行く。また、容器包装廃棄物の分別基準適合物の再商品化の実施に当たっては、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という役割分担の中でそれぞれが積極的に参加する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を初期とする5カ年間とし、3年毎に改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物の内、主として鋼製の物、アルミニウム製の物、ガラス製のびん、ペットボトル、段ボールを対象として取り扱う。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

| 年 度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 容器包装 廃 棄 物 | 1, 0 1 9 | 1, 0 2 3 | 1, 0 2 8 | 1, 0 3 2 | 1, 0 3 6 |

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のために、以下の方策を実施する。

(1) 広報、ホームページ等啓発活動

町民、事業者に対し環境保全の観点から意識高揚を図るため、広報誌、ホームページ等を活用し啓発活動を行う。

(広報等啓発の方法)

①広 報

広報誌・パンフレット・回覧版等による広報活動。

②分かりやすい「久山町ごみルールブック 保存版」

各世帯、転入者に配布する。

③施 設

福岡市の清掃工場・最終処分場・破砕センター等の見学啓発。

(町民、事業所への支援・指導)

①町 民

ごみの分別排出（空き瓶、空缶、ペットボトル）等の巡回指導。

資源物古紙集団回収奨励金制度による支援

久山町リサイクル推進員の充実

空き缶、その他色びん、電球等有料袋制導入

マイバックの配布

②事業所

空缶、空きびん、白色トレイ、紙パック等の回収ボックスの設置

資源ごみをリサイクル業者に搬出するよう指導

包装紙の簡素化、3Rの事例を示してごみの減量化を依頼

(2) 情報ネットワークの構築

- ①県からの情報の提供、助言及び県への要望
- ②行政区長、組合長を通しての連絡体系の確立
- ③町内各種団体役員を通しての連絡体系の確立
- ④近隣市町との情報交換

7. 分別収集をすることとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

最終処分残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力等を勘案し収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

| 分別収集する容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 |
|---|------------|
| 主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器 | 缶 |
| 主としてガラス製の容器 (無色のガラス製容器) | ガラスびん |
| 主としてガラス製の容器 (茶色のガラス製容器) | ガラスびん |
| 主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって飲料又は 醤油を充てんするためのもの | PETボトル |
| 主として段ボール製の容器 | 段ボール |

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物毎の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(単位：t)

| | 5年度 | | 6年度 | | 7年度 | | 8年度 | | 9年度 | |
|--|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| 主としてスチール製の容器 | 7 | | 7 | | 7 | | 7 | | 7 | |
| 主としてアルミニウム製の容器 | 2 | | 2 | | 2 | | 2 | | 2 | |
| 無色のガラス製容器 | 合 計 11 | | 合 計 11 | | 合 計 11 | | 合 計 11 | | 合 計 11 | |
| | 引渡数量 | 独自処理量 | 引渡数量 | 独自処理量 | 引渡数量 | 独自処理量 | 引渡数量 | 独自処理量 | 引渡数量 | 独自処理量 |
| | 0 | 11 | 0 | 11 | 0 | 11 | 0 | 11 | 0 | 11 |
| 茶色のガラス製容器 | 合 計 8 | | 合 計 8 | | 合 計 8 | | 合 計 8 | | 合 計 8 | |
| | 引渡数量 | 独自処理量 | 引渡数量 | 独自処理量 | 引渡数量 | 独自処理量 | 引渡数量 | 独自処理量 | 引渡数量 | 独自処理量 |
| | 0 | 8 | 0 | 8 | 0 | 8 | 0 | 8 | 0 | 8 |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又醤油を充てんするためのもの | 合 計 6 | | 合 計 6 | | 合 計 7 | | 合 計 7 | | 合 計 7 | |
| | 引渡数量 | 独自処理量 | 引渡数量 | 独自処理量 | 引渡数量 | 独自処理量 | 引渡数量 | 独自処理量 | 引渡数量 | 独自処理量 |
| | 0 | 6 | 0 | 6 | 0 | 7 | 0 | 7 | 0 | 7 |
| 段ボール | 20 | | 20 | | 20 | | 20 | | 20 | |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法

直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は、宅地開発に伴う人口増等を勘案し、次のとおり設定した。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 9,283人 (対前年度比) 0.5%増 | 9,322人 (対前年度比) 0.5%増 | 9,361人 (対前年度比) 0.5%増 | 9,400人 (対前年度比) 0.5%増 | 9,439人 (対前年度比) 0.5%増 |

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(第8条第2項第5号)

分別収集は、現在ステーション方式で実施しているが、分別収集の指導体制や分別品の持ち出し方法の研究等を進めスムーズな排出ができるように充実を図る。

| 分別収集する 廃棄物の種類 | 収集の区分 | 収集・運搬の方法 | 選別保管の方法 |
|------------------|--------|-----------------|------------------|
| スチール | 缶 類 | 委託業者による 定期回収 | 福岡市東部 資源化センター |
| アルミニウム | | 委託業者による 定期回収 | 福岡市東部 資源化センター |
| 無色のガラス | ガラスびん | 委託業者による 定期回収 | 委託業者 |
| 茶色のガラス | | 委託業者による 定期回収 | 委託業者 |
| ペットボトル | PETボトル | 委託業者による 定期回収 | 委託業者 |
| 段ボール | 段ボール | 集団回収 回収ボックス | 回収業者 委託業者 |

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する整備事項

(第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の選別は、家庭で、町民各自実施し、それを各ステーションの分別容器に、種類毎に各自で排出する。そのために、老朽化した、ステーション備品等の整備を実施する。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(第8条第2項第7号)

毎月第2、第3日曜日の分別収集時の排出指導を、行政区長、組合長等を通して、充実させ、町民1人ひとりにごみの減量と再資源化を推進する。